

奈良市公報

第 280 号

平成24年5月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良町からくりおもちゃ館条例の施行期日を定める規則..... 1

告 示

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 1

○徴収事務の委託（2件）..... 2

○開発行為に関する工事の完了..... 4

○徴収事務の委託（2件）..... 4

○奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱の一部を改正する告示..... 4

○奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱の一部を改正する告示..... 4

○奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示..... 4

○奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示..... 5

○土地改良事業に関する工事の完了..... 5

○奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱を廃止する告示..... 5

○奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱を廃止する告示..... 5

○奈良市重症心身障害児（者）通園事業実施要綱を廃止する告示..... 5

○一般競争入札の実施（2件）..... 5

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出..... 6

○放置自転車等の保管..... 6

○住居番号の設定..... 7

○放置自転車等の保管..... 7

○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定..... 7

○一般競争入札の実施..... 7

○放置自転車等の保管..... 8

○一般競争入札の実施..... 8

○新設の事業計画のある道路の指定..... 9

○開発行為に関する工事の完了..... 9

○包括外部監査契約の締結..... 10

○介護保険法の規定による要介護認定調査事務の委託..... 10

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 10

○放置自転車等の保管..... 10

○道路の位置指定..... 11

○道路の位置指定の廃止..... 11

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 11

○生活保護法の規定による医療機関の指定..... 11

監 査

○必要な措置を講じた旨の通知..... 11

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）..... 12

教 育 委 員 会

○定期教育委員会の開催..... 12

農 業 委 員 会

○農地部会の招集..... 12

規 則

奈良町からくりおもちゃ館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年4月12日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第38号

奈良町からくりおもちゃ館条例の施行期日を定める規則

奈良町からくりおもちゃ館条例（平成23年奈良市条例第33号）の施行期日は、平成24年4月28日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成24年4月12日掲示済）

告 示

奈良市告示第198号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年4月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年4月2日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年4月16日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市西大寺新田町、西大寺芝町二丁目、六条西一丁

奈良市公報

第280号

平成24年5月1日
(火曜日)

目、大安寺西三丁目、藤原町、杏町、田中町、窪之庄町 及び山町の各一部
3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
西大寺南幹線-252	奈良市西大寺新田町509	奈良市西大寺新田町504
西大寺南幹線-253	奈良市西大寺芝町二丁目2091-2	奈良市西大寺芝町二丁目2080-5
六条第1幹線-95	奈良市六条西一丁目1537-20	奈良市六条西二丁目1537-19
大宮幹線-43	奈良市大安寺西三丁目185-15	奈良市大安寺西三丁目185-9
大宮幹線-44	奈良市大安寺西三丁目185-19	奈良市大安寺西三丁目185-9
藤原幹線-65	奈良市藤原町66-5	奈良市藤原町69-2
杏幹線-18	奈良市杏町394-2	奈良市杏町393-1
杏幹線-19	奈良市杏町394-2	奈良市杏町394-2
帶解幹線-219	奈良市田中町476-2	奈良市山町135-2
帶解幹線-220	奈良市窪之庄町107-7	奈良市窪之庄町116-2
帶解幹線-221	奈良市山町16-1	奈良市山町14

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第199号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条宮前町7番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山恭之	なら100年会館使用料
	奈良市美術館使用料
	北部会館市民文化ホール使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館使用料
	入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権貸料
	奈良市音声館使用料
	ならまちセンター使用料
	ならまちセンター駐車場使用料
	奈良市杉岡華郵書道美術館観覧料

奈良市高畠町1096番地 株式会社奈良ホテル 代表取締役社長 大橋幸之助	名勝大乗院庭園文化館使用料
--	---------------

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	なら100年会館使用料 北部会館市民文化ホール使用料 入江泰吉記念奈良市写真美術館観覧料 入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場使用料 入江泰吉記念奈良市写真美術館使用料 入江泰吉記念奈良市写真美術館収蔵写真著作権貸料 奈良市音声館使用料 ならまちセンター使用料 ならまちセンター駐車場使用料 奈良市杉岡華郵書道美術館観覧料

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第200号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務の委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

受託者	徴収事務	委託の期間
奈良市阪原町25番地 特定非営利活動法人 奈良地域の学び推進機構 理事長 上中 信幸	奈良市青少年野外活動センター使用料	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
奈良市八条町一丁目812番地の2 八条第二自治会 会長 森本 正美	奈良市八条コミュニティスポーツ広場使用料	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市ならやま屋内温水プール使用料	平成24年4月1日から 平成29年3月31日まで
奈良市三条宮前町7番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市都郡生涯スポーツセンターコート使用料 奈良市都郡生涯スポーツセンター球技場使用料 奈良市都郡生涯スポーツセンター多目的コート使用料 奈良市都郡生涯スポーツセンタークラブハウス使用料	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
奈良市三条宮前町7番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之	奈良市中央武道場使用料 奈良市中央第二武道場使用料 奈良市弓道場使用料 奈良市鴻ノ池相撲場使用料 奈良市鴻ノ池球場使用料 奈良市中央体育館使用料 奈良市中央第二体育館使用料 奈良市緑ヶ丘球場使用料 奈良市南部生涯スポーツセンター体育館使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター体育館使用料 奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 奈良市青山プール使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内プール使用料 奈良市柏木コート使用料 奈良市黒谷コート使用料 奈良市平城第一コート使用料 奈良市平城第二コート使用料 奈良市青山コート使用料 奈良市佐保山コート使用料 奈良市鴻ノ池コート使用料 奈良市西部生涯スポーツセンターコート使用料 奈良市南部生涯スポーツセンターコート使用料 奈良市柏木球技場使用料 奈良市黒谷球技場使用料 奈良市平城第一球技場使用料 奈良市平城第二球技場使用料 奈良市中ノ川球技場使用料 奈良市奈良阪球技場使用料 奈良市登美ヶ丘球技場使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター球技場使用料 奈良市南部生涯スポーツセンター球技場使用料 奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場使用料 奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート使用料 奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス使用料	平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年11月11日 奈良市指令都整開 第11A-25号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年3月27日 第1294号

公共施設 平成24年3月27日 第579号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町四丁目1936番7及び1936番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県生駒市南田原町393番地

有限会社四季園 取締役 長田 政一

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄元町四丁目1936番7及び1936番8の一部

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市総合福祉センター 体育館利用料
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 青山 昭典	奈良市立みどりの家 歯科診療所にかかる 使用料及び手数料

2 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者

奈良市三条宮前町7番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恒之

2 徴収事務

奈良市針テラス情報館使用料

3 委託の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第204号

奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱（平成17年奈良市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「経費を」の次に「予算の範囲内で」を加える。

附 則

この告示は、平成24年4月2日から施行する。

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第205号

奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱（平成18年奈良市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「経費を」の次に「予算の範囲内で」を加える。

附 則

この告示は、平成24年4月2日から施行する。

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第206号

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱（平成2年奈良市告示第243号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(費用負担)

第6条の2 市長は、委託先に対し、理美容サービス実施に要する費用を予算の範囲内で支弁する。

2 利用者等は、理美容サービスを受けたときは、1人1回につき2,000円を自己負担として委託先に支払うものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月2日から施行する。

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第207号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年4月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱（平成6年奈良市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(費用の負担)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、委託先に対し、配食サービスの実施に要する費用を予算の範囲内で支弁する。

附 則

この告示は、平成24年4月2日から施行する。

(平成24年4月2日掲示済)

奈良市告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、土地改良事業に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成24年4月3日

奈良市長 仲川元庸

1 事業名 水と農地活用促進事業（用排水路）

2 地区名 小倉地区

3 事業年度 平成23年度

4 完了年月日 平成24年3月21日

(平成24年4月3日掲示済)

奈良市告示第209号

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年4月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱（平成15年奈良市告示第419号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成24年4月4日から施行する。

(平成24年4月4日掲示済)

奈良市告示第210号

奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年4月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱を廃止する告示

奈良市障がい者福祉作業所運営補助金交付要綱（平成15年奈良市告示第152号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成24年4月4日から施行する。

(平成24年4月4日掲示済)

奈良市告示第211号

奈良市重症心身障害児（者）通園事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成24年4月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市重症心身障害児（者）通園事業実施要綱を廃止する告示

奈良市重症心身障害児（者）通園事業実施要綱（平成14年奈良市告示第125号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成24年4月4日から施行する。

(平成24年4月4日掲示済)

奈良市告示第212号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年4月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地（第2工区）から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車（積載量10トン以下）により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥（脱水ケーキ） 約0.1トン／日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成24年4月4日(水)から同月10日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成24年4月23日(月)午後2時00分から
以下省略

(平成24年4月4日掲示済)

奈良市告示第213号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年4月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地(第2工区)から発生する濃縮塩をローリー車(積載量10トン以下)又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受注者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
- (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
- (3) 委託期間 平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 濃縮塩(液状) 約4トン/日(対水比重1.1)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1

奈良市土地改良清美事務所

- (2) 日時 平成24年4月4日(水)から同月10日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成24年4月23日(月)午後1時30分から
以下省略

(平成24年4月4日掲示済)

奈良市告示第214号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年4月4日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
林 淳一郎	あんま	平成23年5月1日
株式会社フレアス(林 淳一郎)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号	
藤村 宏晃	あんま	平成23年6月30日
株式会社フレアス(藤村 宏晃)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号	
大塚 健司	あんま	平成24年3月31日
株式会社フレアス(大塚 健司)	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号	

(平成24年4月4日掲示済)

奈良市告示第215号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年4月5日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車	2,000円	
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)	

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年4月5日掲示済)

奈良市告示第216号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたの

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100147	奈良市紀寺町400-8	いくしゅう庵	奈良市大宮町四丁目241-1	医療法人 仁慈会 理事長 酒井 武司	平成24年4月1日

(平成24年4月6日掲示済)

奈良市告示第219号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 夜間活動用資機材(投光器及び発電機)
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成24年9月28日(金)

で、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年4月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年4月6日掲示済)

奈良市告示第217号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年4月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年4月6日掲示済)

奈良市告示第218号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成24年4月6日

奈良市長 仲川元庸

(5) 担当課 奈良市消防局消防課

電話 0742-35-1193

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目(主とする業種; 第1希望)が「(K)機械器具」の「(1)土木建設機器」、「(2)産業用機器・電気関係」、「(3)工作機器」若しくは「(9)その他」として登録されているもの若しくは「(P)消防」の「(1)消防自動車・ポンプ・防火器具等」若しくは「(2)その他(消防設備点検)」として登録されているもの又は入札参加希望種目のうちいずれかの業種(第1~第3希望)が

「(Z)その他」の「(5)防災用品（備蓄倉庫・非常食等）」として登録されているものであること。ただし、平成24年度に新規登録された者は、入札参加できません。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

- ア 一般競争入札参加申請書
- イ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等）

(2) 入札参加申請方法

平成24年4月9日（月）から平成24年4月24日（火）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。なお、同等品又は同等品以上の物品で入札する場合は、入札参加申請の前に、消防課の承認を受けてください。

(3) 入札参加者の決定通知

平成24年4月27日（金）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

4 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。

(1) 提出日時 平成24年4月18日（水）午前9時から午後4時まで

(2) 提出先 奈良市消防局消防課

メールアドレス

shobo@city.nara.lg.jp

(3) 回答日 質疑に対する回答は、平成24年4月20日（金）午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。又契約課において閲覧に供します。

5 入開札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もっ

た金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入開札の日時 平成24年5月10日（木）午前9時30分 入札完了と同時に開札

(3) 入開札の場所 奈良市役所 中央棟1階 入札室

(4) 入札の回数 2回を限度とします。

(5) 入札保証金 入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければなりません。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- ウ 入札書に記名押印のない入札
- エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- カ 入札金額を訂正した入札
- キ 入札書に物品名のない、又は間違のある入札
- ク 入札書の日付が入札日でない入札
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

以下省略

（平成24年4月9日掲示済）

奈良市告示第220号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年4月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成24年4月9日掲示済）

奈良市告示第221号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成24年4月10日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
名称	入江泰吉記念奈良市写真美術館空調熱源設備その他賃貸借
内容	1 空調熱源設備の賃貸借 2 契約に含む工事内容 ①機械設備工事 ②配管設備工事 ③自動制御設備工事 ④電気設備工事 ⑤空気調和機インバータ取付工事 ⑥既設設備機器撤去工事
賃貸借期間	平成24年7月1日から平成37年6月30日まで
契約方法	長期継続契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
- (1) 平成24年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

3 契約事項を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成24年4月10日（火）から平成24年4月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市市民活動部文化振興課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階

4 現地説明会の実施及び申込方法

- (1) 日時
平成24年4月24日（火）
- (2) 申込方法
持参、ファクシミリ、電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は送信後必ず、電話で確認すること。）
- (3) 実施場所
入江泰吉記念奈良市写真美術館
奈良市高畠町600番地の1

5 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時

平成24年4月10日（火）から平成24年4月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

送付の場合は、平成24年4月19日（木）必着

(2) 申請方法

直接持参又は送付

(3) 提出場所

奈良市市民活動部文化振興課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成24年5月7日（月） 午後2時00分から

(2) 開札の日時

入札締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 中央棟1階 入札室

以下省略

（平成24年4月10日掲示済）

奈良市告示第222号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成24年4月11日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成24年4月11日

2 指定した道路の名称

奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業による事業計画道路 市道中部第1302号線の一部、区画道路1号線、区画道路2号線、区画道路3号線及び区画道路4号線

3 指定した道路の幅員

10.0m及び6.0m

4 指定した道路の延長

672.7m

5 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

（平成24年4月11日掲示済）

奈良市告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年4月11日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

奈良市公報

第280号

平成24年5月1日
(火曜日)

平成23年11月10日 奈良市指令都整開 第11A-24号	契約の定めるところによる。
2 檢査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成24年4月9日 第1297号 公共施設 平成24年4月9日 第581号	(平成24年4月11日掲示済)
3 開発区域に含まれる地域 奈良市四条大路四丁目1047番1	奈良市告示第225号
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良県天理市岩室町53番地1 有限会社石橋建築総合設計事務所 代表取締役 石橋 豊	介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。 平成24年4月11日
5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市四条大路四丁目1047番1の一部 (2) 下水道 奈良市四条大路四丁目1047番1の一部 (3) 管路敷 奈良市四条大路四丁目1047番1の一部	奈良市長 仲川元庸

(平成24年4月11日掲示済)

奈良市告示第224号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成24年4月11日

奈良市長 仲川元庸

1 包括外部監査契約の期間の始期 平成24年4月1日	2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所 氏名 玉置寿子 住所 大阪府堺市北区新金岡町一丁3番27-10号	4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

奈良市長 仲川元庸

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	奈良県奈良市三条大路一丁目9番10号

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

(2) 主たる事務所の所在地

奈良県奈良市三条大路一丁目9番10号

(3) 代表者の氏名

会長 福井重忠

3 委託開始年月日

平成24年4月1日

4 委託事務の内容

要介護認定調査事務

5 居宅サービス等の提供の有無

無

(平成24年4月11日掲示済)

奈良市告示第226号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年4月12日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地	
開設者		
名称	主たる事務所の所在地	
いくしゅう庵	奈良県奈良市紀寺町400-8	地域密着型 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護予防 小規模多機能型居宅介護
医療法人 仁慈会	奈良県奈良市大宮町四丁目241-1	平成24年4月1日 平成24年4月1日

(平成24年4月12日掲示済)

奈良市告示第227号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年4月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年4月12日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年4月12日掲示済)

奈良市告示第228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年4月13日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市四条大路二丁目2番13号
申請者氏名	有限会社 いこま住研 取締役 生駒 堅治
道路の位置	奈良市青野町188番1の一部
道路の幅員	最大5.01m 最小4.00m
道路の延長	26.79m
指定年月日	平成24年4月13日
指定番号	第23012号

(平成24年4月13日掲示済)

奈良市告示第229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり全部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年4月13日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市中山町1322番1の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	58.90m
廃止年月日	平成24年4月13日
廃止番号	第24001号

(平成24年4月13日掲示済)

奈良市告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年4月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中登美診療所	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-3 D16-1	平成24年3月31日
医療法人ジェイエムシーエ 西大寺皮フ科診療所	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3階	平成24年2月29日

(平成24年4月13日掲示済)

奈良市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年4月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人植田会 西大寺皮フ科診療所	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63サンワシティ西大寺3階	平成24年3月1日
らくじクリニック	奈良県奈良市南新町19番地の1	平成24年4月1日
こにしきクリニック	奈良県奈良市小西町13番地	平成24年4月2日
ふくしま眼科	奈良県奈良市西大寺東町二丁目4-1ならファミリー3F	平成24年4月1日

(平成24年4月13日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年4月4日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 大坪 宏通

同 井上昌弘
奈整西整第48号
平成24年3月30日

奈良市監査委員様

西大寺駅周辺整備事務所長
橋本雄司
住民監査請求の監査結果に対する措置について(通知)

平成24年3月23日付け奈監第30号で勧告のあったこのことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置すべき内容

平成23年度に購入した「はん蔵」6個分2,520円の返還を求める。

(措置期限 平成24年3月30日)

2 講じた措置

上記勧告を受け、2,520円を平成24年3月30日付で市に返還いたしました。

(平成24年4月4日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第11号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年4月3日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
近畿水道管理センター	国本憲治	大阪府寝屋川市八坂町23-22	平成24年3月30日

(平成24年4月3日掲示済)

奈良市水道局告示第12号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年4月11日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社西日本設備	代表取締役 三角武史	大阪府大阪市北区東天満一丁目6番8号ラシーヌ東天満902号室	平成24年4月6日

(平成24年4月11日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第9号

平成24年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成24年4月4日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成24年4月10日(火)

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 冊子「未来に輝く学校にするために」について
- (2) 平成24年度市民体育大会実施について
- (3) 平成24年度放課後子ども教室推進事業について

議 事

議案第1号 平成24年度学校施設開放運営協議会委員及び管理指導員の委嘱について

議案第2号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

そ の 他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 3月～4月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年4月4日掲示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会平成24年4月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成24年4月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 吉村元志

1 日 時

平成24年4月13日(金) 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及

- び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 水田利用転換届出について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 知事許可について(3月許可分)
- (10) 非農地証明について(3月分)

(平成24年4月6日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。